

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○ ... 大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
移住支援金	■ ○	移住支援金（東京圏型） 	単身者：基本額60万円 2人以上の世帯：基本額100万円 (加)18歳未満の世帯員を 帯同して移住する場合は 18歳未満の者一人につき 100万円	東京圏に5年以上在住または通勤していた者が、指定された就職マッチングサイトを通して就職等し、市内に移住した場合、移住に係る費用を支援する。	移住定住推進課 0776-50-3034
移住支援金	■ ○	移住支援金（全国型） 	単身者：基本額10万円 ・引越し費用加算：+10万円（一律） ・市内就業：+5万円 ・18歳以上40歳未満の女性：+5万円 世帯：基本額15万円 ・引越し費用加算：+15万円（一律） ・市内就業：+10万円 ・若年夫婦世帯：+10万円 子育て世帯： ・子1人につき：+20万円（上限100万）	県外に3年以上在住していた18歳以上50歳未満の者等が、正規雇用により就職等し、市内に移住した場合、移住に係る費用を支援する。	移住定住推進課 0776-50-3034
お試し移住	■ ○	お試し移住支援事業 	宿泊費、レンタカー代無料	◆オプションメニュー（ご利用は同一年度内に2回まで） 【移住体験ツアー】（1泊2日） ・参加者それぞれのニーズに沿ったオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施。 【ふく育県留学】（1泊2日～13泊14日） ・最寄りの保育園でお子様をお預かり。4月1日時点で3～5歳が対象。 ・最寄りの小学校で体験入学の受け入れ。学年不問。 ◆フリープラン（ご利用は同一年度内に1回、1泊2日～6泊7日） ・ご自身で滞在計画を立て、坂井市での生活をイメージ。	移住定住推進課 0776-50-3034
奨学金返還	■ ○	坂井市定住促進奨学金返還支援事業 	6年分（20万円/年 上限。 ただし、1年目と最終年度は10万円/年 上限。） ただし、看護師等・保育士の場合は9年分を対象とする。	30歳未満で新たに就職し、坂井市で定住する者に対し、返済計画に基づく通常の奨学金返還を支援。	移住定住推進課 0776-50-3034
仕事	□ ○	起業（創業）支援 	融資限度額 1,500万円 (運転資金・設備資金)	起業を行う市内中小企業者等に対し、低利融資制度を設けるとともに、融資実行の際の保証料率0.6%相当分を補給	商工労政課 0776-50-3153

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
仕事	■	新規就農者 定住促進等事業	【準備型】5万円/月 （国・県と重複する場合は上記金額の1/2） 【経営開始型】1年目：10万円/月 2年目：10万円/月 3年目：5万円/月 （国・県と重複する場合は上記金額の1/5） 【空き家活用】5万円以内/月 （月額家賃から県事業助成金額を控除した額を上限とする）	市外から転入した新規就農者（就農見込者含む）に対し、就農支援金（就農準備型：最大月5万円（最長21年）、経営開始型：最大300万円（3年間の合計））や空き家活用支援金（月額最大50,000円・最長5年）を交付	農業振興課 0776-50-3150
住まい	□	空き家相談窓口 相談窓口（UDCS）  		利活用可能な市内の空き家を探している等、空き家に関する相談の受付窓口	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	空き家情報バンク 		市内の空き家情報を募集し、登録された物件についてWeb上で公開し、空き家の活用希望者へ紹介を行う。	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	多世帯同居のリフォーム 支援事業 	対象工事費の3分の1（上限90万円）	新たに多世帯同居するために住宅のリフォームを行う者に改修費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	多世帯近居の中古住宅取得支援事業 	対象経費（建物代）の3分の1（上限75万円）	新たに多世帯近居するために中古住宅の購入を行う者に取得費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	空家活用定住支援事業 	対象経費（家賃）の2分の1（上限2万円/月の1年間）	坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家（賃貸物件）の家賃に要する費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	空家取得支援事業 安心R住宅  	対象経費（建物代）の3分の1（上限100万円） ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。安心R住宅の場合、100万円を限度に加算。 （居住誘導区域外） 対象経費（建物代）の3分の1（上限30万円） ※安心R住宅の場合、30万円を限度に加算。	坂井市空き家情報バンクに登録されている空家の購入を行う者に取得費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
住まい	□	空家改修支援事業 	≪購入・賃借者用≫ (居住誘導区域内) 対象工事費の3分の1 (上限100万円) ※子3人以上世帯の場合、30万円を限度に加算。 (居住誘導区域外) 対象工事費の3分の1 (上限30万円) ≪所有者用≫ (居住誘導区域内) 対象工事費の3分の1 (上限60万円) (居住誘導区域外) 対象工事費の3分の1 (上限30万円)	≪購入・賃借者用≫ 坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を購入又は賃借しリフォームを行う空家の居住者に改修費用の一部を補助 ≪所有者用≫	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	旧耐震住宅建替え除却支援事業 	対象工事費の3分の1 (上限30万円)	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅の建替えを行う者に除却工事に要する費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	空家対策早期決断応援事業 既存補助事業との相違点  	対象経費の3分の1 改修・取得 上限20万円	空家の利活用を見込み空家所有者等が実施する空家の改修や取得等に要する費用の一部を補助	移住定住推進課 空家対策室 0776-50-3036
住まい	□	新婚世帯住宅応援事業 	住宅購入の場合 最大250万円補助 家賃補助の場合 最大60万円補助 リフォーム費用の場合 最大170万円補助	市内で新婚生活をスタートする新婚世帯に対し、住宅費用の一部を補助。 対象世帯（以下のすべてに該当）※他、詳細要件あり ・ 補助を受ける市内の住宅に、住民票の登録ある夫婦 ・ 令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦 ・ 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下の夫婦	結婚応援課 0776-50-3018
結婚	□	坂井市新婚ハピネス応援券 	30歳以下の夫婦1組当たり 10万円分の商品券 31歳以上の夫婦1組当たり 5万円分の商品券	市内に住所があり、1年以上継続して居住することが見込まれる新婚夫婦に対して市内の加盟店で利用できる商品券を交付。 夫婦ともに30歳以下の新婚世帯（以下のすべてに該当） ・ 令和6年12月21日～令和7年12月20日の間に婚姻した夫婦 ・ 夫婦ともに坂井市に住所（住民登録）があること ・ 婚姻日において夫婦ともに30歳以下の夫婦 ・ 坂井市に一年以上継続して居住することが見込まれること 夫婦の一方が31歳以上の新婚世帯 ・ 令和6年12月21日～令和7年12月20日の間に婚姻した夫婦 ・ 夫婦ともに坂井市に住所（住民登録）があること ・ 婚姻日において夫婦の一方又は双方がに31歳以上の夫婦 ・ 坂井市に一年以上継続して居住することが見込まれること	結婚応援課 0776-50-3018
結婚	□	坂井市U25夫婦支援金 坂井市U29夫婦支援金 	U25夫婦支援金：1世帯当たり 40万円 U29夫婦支援金：1世帯当たり 30万円	新規に婚姻した世帯を対象に支援金を給付 U25夫婦支援金 ・ 令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦 ・ 合計所得が500万円未満の夫婦	結婚応援課 0776-50-3018

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
妊活	□	坂井市不妊治療費助成金 	特定不妊治療、不妊検査・一般不妊治療にかかる費用の一部を助成 【特定不妊治療】 (1) 保険適用の治療 1回の治療につき6万円限度（保険適用回数まで） (2) 保険適用外の治療 1回の治療につき6万円限度（年度内3回まで） (3) 妻の年齢が43歳以上 1回の治療につき10万円限度（年度内3回まで） (4) 先進医療と組み合わせて実施される場合は、特定不妊治療費助成分と合算して10万円限度（年度内3回まで） 【不妊検査・一般不妊治療】 助成対象費用にかかる自己負担額の1/2（3万5千円限度）を1回限り 【男性不妊治療】 1回の治療につき6万円限度（年度内3回まで）		子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	坂井市流行性耳下腺炎 予防接種費助成金 	上限2,000円 1人につき1回	市内に住所を有する1歳から小学校就学前の児童の流行性耳下腺炎予防接種費用を1人当たり2,000円を上限に助成。1人につき1回。	健康増進課 0776-50-3067
子育て	□	坂井市こどもインフルエンザ予防接種費助成金 	(1歳以上13歳未満まで) 1回1,000円を2回分 助成 (13歳以上中学3年生) 1回1,000円を1回分 助成 1人につき年度で上記分のみ	市内に住所を有する1歳から中学生までの子どものインフルエンザ予防接種費用を助成。 1歳以上13歳未満は1回1,000円を2回分まで助成 計2,000円、 13歳以上中学3年生までは1回1,000円を1回分助成。 1人につき1年度で上記回数分まで助成。	健康増進課 0776-50-3067
子育て	□	坂井市風しん予防接種費 助成金 	麻しん風しん混合ワクチン接種 5,000円 風しんワクチン接種 3,000円	市内に住所を有し、風しん抗体検査で陰性と判定された者のうち、妊娠を予定又は希望している女性、また、風しん抗体価が低いと判定された妊婦と同居している方のうち、風しん抗体価が低い方に風しん予防接種費用を助成。麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は5,000円、風しんワクチンを接種した場合は3,000円。	健康増進課 0776-50-3067
子育て	□	パパママレッスン (両親学級) 		安心して妊娠、出産、子育てができるように助産師、保健師、栄養士、男性講師等から話を聞き、父親の育児参加や妊婦同士の仲間づくりを支援する教室	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	こども家庭センター 		妊娠期から出産・子育て期までの総合相談窓口	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	母子手帳アプリ 「すくすく坂井っ子」 		妊娠中の記録や子供の成長記録、予防接種のスケジュール管理、育児情報など、妊娠・出産・子育てに役立つスマートフォンアプリ。アプリ登録後、希望者への地域行政ポイント付与サービス。	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	妊産婦健康診査費助成 妊婦健康診査 産婦健康診査  		妊婦健診14回分（多胎の場合は19回分）と産後 1 か月健診の費用を助成	子ども福祉課 0776-50-3042

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
子育て	□	新生児聴覚検査費助成 		修学意欲のある若者の未来を応援するため、国内の大学等に在学する子を養育する保護者に月2万円を助成。 保護者の所得制限あり。子1人に対し、最大4年間まで	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	乳児健康診査費助成 		1か月児健診、4か月児健診、9～10か月児健診の費用を助成	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	産後ケア事業 		出産後、サポートが必要な母子に対して安心して子育てができるように助産師等による育児相談や授乳のケア等を実施（宿泊型・通所型・訪問型） 通所型（ショート）及び訪問型の利用券を出生届出時に配布。 利用者負担金の減免あり。	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	坂井市多子世帯 子育てすくすく支援事業 		市内に住所を有する小学校就学前の第2子以降の子どもを対象に、30,000円分の「坂井市多子世帯子育てすくすく支援商品券」を保護者に支給	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	子ども医療費助成制度 		市内に住所を有する高校3年生までの子どもの医療費を、窓口で支払うことなく受診できる窓口無料化を実施。	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	病児保育および 病後児保育 		市内に住所を有する病気治療中や病気回復期にある0歳児(8週から)から小学校6年生までの子どもを対象に、市内および福井市、あわら市、勝山市、鯖江市、大野市、越前町、永平寺町 の施設で受入。 （月～金 8：30～17：30） 1日2,000円、半日1,000円	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	在宅育児応援手当 	月1万円	保育所に預けず在宅で育児している、世帯年収360万円未満かつ育児休業給付金未受給世帯の生後2カ月～満3歳未満で第2子以降の子ども1人に対し、月1万円を交付。	子ども福祉課 0776-50-3042
子育て	□	2人目以降保育料無償 		第2子以降は保育料無償、第3子は給食費も無償	保育課 0776-50-3088
その他	□	健康アプリ「歩こっさ+」 		内容については、状況に応じ変更となる場合がございます。 詳しくは担当課 へご確認ください。	健康増進課 0776-50-3067

令和7年度 支援制度一覧

市町名	坂井市
担当部署	総合政策部移住定住推進課
連絡先	0776-50-3034
移住サイト・HP	さかいくらし



※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○ ...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
その他	□	骨髄移植等の医療行為により再度の予防接種が必要な方への費用助成 		骨髄移植等の医療行為により接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度の予防接種を受ける方に対して費用を助成	健康増進課 0776-50-3067